

2025年3月24日

公益財団法人 日本テニス協会

### パワーハラスメント案件への処分に関するモニタリング結果の公表について

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査・審査基準にて求められている項目にもとづき、2023年2月16日付で公表しました本会評議員（当時）に対する譴責処分決定に関し、当該評議員（当時）が所属していた本会の加盟団体にモニタリングを行いましたので、その結果を下記にて公表いたします。

#### 記

#### 1. スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>

[原則 12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである

[審査基準] (2) 不祥事対応が一度収束した後においても、再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかを不断にモニタリングした上で、その改善状況を定期的に公表している。

#### 2. 2023年2月16日付公表の内容

本会評議員（当時）による公認審判員4名に対するパワーハラスメントに対し、本会処分手続規程にもとづく譴責処分を決定しました。

#### 3. 当該評議員（当時）所属の本会加盟団体へのモニタリング結果

当該加盟団体が所属する県のスポーツ協会長あてに発信された「改善計画書」下記項目の実施状況について、2025年2月26日付で書面回答を得ました。

- (1) 組織体制に関すること
- (2) 会則・規約にかかわること
- (3) 役員体制について
- (4) 透明性を確保するための情報開示など
- (5) コンプライアンス教育について
- (6) さまざまなハラスメントへの対応について

#### 4. 改善計画書実施状況に対する本会の評価

「改善計画書」に示された再発防止策やその運用は、おおむね適切になされていると判断しますが、現在進行形のものやあらたに回答を求めた事項もあり、次年度も継続したモニタリングが必要と考えます。

以上